

していとくていそうだんし えん していしょうがいじそうだんし えんじゅうようじ こうせつめいしよ 指定特定相談支援・指定障害児相談支援重要事項説明書

(じゅうようじこうせつめいしよ)
とうじぎょうしよ
りょうけいやく
ていつ
きぼう
かた
たいして
 この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、
しゃかいふくしほう
しょうわ
ねんほうりつだい
ごう
だい
じょうおよ
しょうがいしや
にちじょうせいかつおよ
しゃかいせい
かつ
 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活
そうごうてき
し えん
ほうりつ
もと
していけいかくそうだんし えん
じぎょう
じんいんおよ
うん
 を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運
えい
かん
きじゆん
へいせい
ねん
がつ
にちこうせいろどうしやうれいだい
ごう
だい
じょう
きてい
もと
とう
 営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）第5条の規定に基づき、当
じぎょうしよ
がいよう
ていきよう
していけいかくそうだんし えん
ないよう
けいやく
ていつ
し
 事業所の概要や提供する指定計画相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいて
じぎょうしや
せつめい
 いただきたいことを事業者が説明するものです。

していけいかくそうだんし えん ていきよう じぎょうしや 1 指定計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	しゃかいふくしほうじん いまがわがくえん 社会福祉法人 今川学園
代表者氏名	りじちよう うおずみ せいいち 理事長 魚住 誠一
本社所在地 (連絡先)	〒546-0003 おおさかふおおさかしひがしすみよしこいまがわ ちょうめ ばん ごう 大阪府大阪市東住吉区今川3丁目5番8号 でんわ 06-6713-6106 FAX 06-6713-6107
法人設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和23年7月24日

りょうしや していけいかくそうだんし えん たんどう じぎょうしよ 2 ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

じぎょうしよ しよざいちなど (1) 事業所の所在地等

事業所名称	いまばやし さと 今林の里
サービスの 主たる対象者	ちてきしやう しや 知的障がい者 せいしんしやう しや 精神障がい者
おおさかししてい 大阪市指定 じぎょうしよばんごう 事業所番号	指定特定相談支援 おおさかし ごう 大阪市2730800014号 (平成24年4月1日指定) 指定障害児相談支援 おおさかし ごう 大阪市2770800015号 (平成24年4月1日指定)
事業所所在地	〒546-0001 おおさかしひがしすみよしこいまばやし ちょうめ ばん ごう 大阪市東住吉区今林3丁目1番87号
れんらくさき 連絡先 そうだんたんとうしやめい 相談担当者名	でんわ 06-6791-1211 FAX 06-6791-5700 相談支援専門員 きむら まさみ やすまつや のりこ 木村 正美 安奈谷 紀子
じぎょうしよ つうじよう 事業所の通常の じぎょうじつしちいき 事業実施地域	おおさかしひがしすみよし ひらのく 大阪市東住吉区、平野区

事業所が行う 他の指定障がい福祉サービス等	施設入所支援 短期入所 生活介護 指定一般相談支援事業 大阪市2730800014号 (指定地域移行支援、指定地域定着支援) 平成24年4月1日指定
--------------------------	---

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	事業者が実施する指定特定相談支援事業の適正な運営を確保するため に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営 管理を図るとともに、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当 該利用者側にたった適切な指定特定相談支援事業の提供を確保す るものとします。
運営方針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ う、利用者の意思及び人格を尊重した障害福祉サービス利用等が 総合的かつ効果的に提供されるよう総合的相談支援を実施し、 障害者総合支援法及び児童福祉法その他関係諸法令を遵守した事 業を実施します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜日（ただし国民の祝日と8月13日から8月15日及 び12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前9時から午後5時30分まで

(4) 計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜から金曜日（ただし国民の祝日と8月13日から8月15日及 び12月29日から1月3日までを除く）
実施時間	午前9時から午後5時30分まで

(5) 事業所の職員体制

かんりしゃ 管理者	きたばたけ まさひろ 北 昌 正寛
--------------	----------------------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理 者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 ひとり 1人
相談支援専門員	【基本相談支援】 障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定サービス利用支援】 支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 【指定継続サービス利用支援】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。	常勤 ふたり 2人
職 務	計画相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 ひとり 1人

3 提供する指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者等に交付します。

(2) 継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

4 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援	加算項目	利用料	内容
	行動障がい支援体制加算	383 円/月	行動障害のある方に対して適切な計画相談支援等を実施した場合、加算されます。
	要医療児者支援体制加算	383 円/月	重症心身障がいなど医療ケアを要する方に対して計画相談支援等を実施した場合、加算されます。
	精神障がい者支援体制加算	383 円/月	精神科病棟に入院している方及び単身生活等している精神障がいの方に対して地域移行や定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談を実施した場合、加算されます。
	利用者負担額は発生しません。※		

こうつうひ 交通費	通常じょうじょうの事業ぎぎょうの実施じっし地域ちいき以外の地域の居宅等きょたくなどを訪問ほうもんして指定計画していけいかく そうだんしえん相談支援ていきょうを提供する場合は、必要な交通費ひつようこうつうひをいただきます。 こうきょうこうつうきかん公共交通機関りようを利用した場合・・・実費じつぴ じぎょうしゃ事業者の自動車じどうしゃを使用した場合・・・片道かたみち10キロ未満みまん 500円えん ・・・片道かたみち10キロ以上いじょう 800円えん
----------------------	---

※ 計画相談支援給付費けいかくそうだんしえんきゅうふひについて事業者が代理受領だいいりじゅりようを行わない(利用者が償還払いしょうかんばらを希

望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場

合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村

に計画相談支援給付費の支給を申請してください

5 交通費の支払い方法について

こうつうひ しはら 交通費の支払い ほうほう 方法について	交通費について、計画相談支援を利用した月の翌月10日までに利用 げつぶん月分の請求書せいきゅうしょをお届けします。指定計画相談支援実施の記録と内容を しょうごう照合のうえ、請求月せいきゅうづきの20日までに、下記のいずれかの方法によりお しはら支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 じぎょうしゃしていこうざ(ウ)事業者指定口座(東京三菱UFJ銀行 針中野支店 普通1163454 社会福祉法人 今川学園 理事長 魚住誠一) へへの振り込み しはらお支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管を ねがお願いします。 また、計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受 りようつうち領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
--	--

※ 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上

遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上

で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	今林の里管理者：北 畠 正寛
	イ	連絡先電話番号	06-6791-1211
	ウ	同 ファックス番号	06-6791-5700
	エ	受付日および受付時間	月～金（祝日と8月13日～8月15日及び12月29日～1月3日を除く） 午前9時～午後5時30分

※ 担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。

また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	北 畠	まさひろ
-------------	-----	-----	------

- ② 虐待と思われる障害者を発見した場合は、市町村に通報します。

- ③ 成年後見制度の利用を支援します。

- ④ 苦情解決体制を整備しています。

- ⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- ⑥ 虐待防止委員会を設置し、月に1回委員会を開催しています。

9 秘密の保持と個人情報保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。
-------------------------	---

② 個人情報 の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
---------------------------	--

10 緊急時の対応方法について

- ① 指定計画相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急連絡先：氏名

電話番号：

（関係：）

- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号

06-6791-1211（対応可能時間 24時間）

（施設で電話を受けますが、利用者へは施設からの連絡を受けて相談員が行います）

1 1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村担当部・課

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

電話番号 06-6208-8245

利用者関係先名

（関係： ）

電話番号

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名

A I G損害保険株式会社

保険名

賠償責任保険（企業用）

1 2 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用

者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3 きろく せいび 記録の整備

(1) りようしゃとう たい していけいかくそうだんしえん ていきょう かん い か きろく せいび
利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

① ふくし など じぎょう おこな ものなど れんらくちょうせい かん きろく
福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

② こ こ りようしゃ つぎ かか じこう きさい そうだんしえんだいちょう
個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

・ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
とりようけいかくあんおよ とりようけいかく

・ アセスメントの記録
きろく

・ サービス担当者会議等の記録
たんとうしゃかいぎとう きろく

・ モニタリングの結果の記録
けっか きろく

(2) りようしゃ かん しちょうそん つうち かかるきろく
利用者に関する市町村への通知に係る記録

(3) りようしゃ くじょう ないようとう きろく
利用者からの苦情の内容等の記録

(4) じ こ じょうきょうおよ じ こ さい と しよち きろく
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) これらの記録は指定計画相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1 4 くじょうかいけつ たいせいおよ てじゆん 苦情解決の体制及び手順

(ア) ていきょう していけいかくそうだんしえん かかるりようしゃおよ かぞく そうだんおよ くじょう
提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

ほんじぎょうしよ ちいき す かた だいさんしゃいいん せんにん ちいきじゅうみん たちば
本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から

ほんじぎょうしよ たい いけん ほんじぎょうしよ くじょう いけん
本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は

だいさんしゃいいん そうだん
第三者委員に相談することもできます。

だいさんしゃいいん しめい れんらくさき すいせんふくしかいりじちよう まつむら ひろし
第三者委員氏名・連絡先 水仙福祉会理事長・松村 寛 06 (6328) 3786

(イ) ^{そうだんおよ くじょう えんかつ てきせつ たいおう たいせいおよ てじゅん い か}相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① ^{にちじょうてき じょうきょう はあく つとめ じあんはっせいじ こんだん ほうもん てきせつ はなしあい}日常的な状況の把握に努め、事案発生時においては懇談、訪問など適切な話し合い
^{ば もうけてきかく じゅう かくにん おこな}の場を設け的確に事由の確認を行います

② ^{はあく ないよう しせつ およびほうじんじむきょく じゅうぶん けんとう おこな たいおう}把握した内容については施設及び法人事務局とともに十分な検討を行い、その対応
^{ほうしん ぐたいか りようしゃ かんけいきかん ていねい せつめい おこな}についての方針を具体化し、利用者はじめ関係機関へ丁寧な説明を行うとともに
^{さっきゅう かいけつ はか}早急の解決を図ります。

③ ^{じあん かいけつ かんけいきかんなど れんけい きょうぎ おこな けっか ほうこく}事案の解決のために関係機関等との連携、協議を行い、結果についての報告をします。

④ ^{じぎょうしょ たいおう かいけつ こんなん はんだん ばあい ぎょうせいきかんと しょうだんたんとう しょう}事業所だけで対応・解決が困難と判断された場合には、行政機関等の相談担当への紹
^{かい かいけつ ほうてき ぎょうせいてき てだ おう}介や解決のための法的・行政的な手立てに応じます。

「じぎょうしゃ まどぐち」 【事業者の窓口】 今林の里 かんりしゃ きたばたけ まさひろ 管理者 北 畠 正寛	ところざい ち おおさかしひがしすみよしきいばやし 所 在 地 大阪市東住吉区今 林3-1-87 電話番号 06-6791-1211 ファックス番号 06-6791-5700 うけつけじかん げつよう きんよう がつ にち 受付時間 月曜～金曜（8月13日～ 8月15日、12月29日 ～1月3日、祝 日等を除く） ごぜん じ ご ご じ ふん 午前9時～午後5時30分 げんかん くじょううけつけばこ せつち 玄関に苦情受付箱も設置してあります
だいさんしゃいいん 【第三者委員】 すいせんふくしかいりじちよう まつむら ひろし 水仙福祉会理事長 松村 寛	でんわばんごう 電話番号 06-6328-3786
しちょうそんまどぐち 【市町村窓口】 ひがしすみよしやくしよちいきほけんふくしか 東住吉区役所地域保健福祉課 へいやくやくしよちいきほけんふくしか 平野区役所地域保健福祉課	しゆくじつなど のぞきげつよう きんよう 9 じ 祝 日等を除き月曜～金曜 9時～17時 ひがしすみよし 東住吉区 電話 06-4399-9857 FAX 06-6629-4580 ひらのく 平野区 電話 06-4302-9857 FAX 06-4302-9943
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしやかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会 ふくし くじょうかいけつていんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」	ところざい ち おおさかしちゅうおうくなかでら 所 在 地 大阪市中央区中寺1-1-54 おおさかふしやかいふくしかいかん かい 大阪府社会福祉会館2階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 ばんごう ファックス番号 06-6191-5660 うけつけじかん つき～きんようび しゆくじつなど のぞく 受付時間 月～金曜日（祝 日等を除く） ごぜん じ ご ご じ 午前10時～午後4時

15 していけいかくそうだんしえん じっしかいしかのうねんがっぴ
指定計画相談支援の実施開始可能年月日

していけいかくそうだんしえん じっしかいし かのう ねんがっぴ 指定計画相談支援実施開始が可能な年月日	ねん 年 がつ 月 にち 日
--	--------------------------

16 じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ
重 要 事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめいしよ せつめいねんがっぴ この重 要 事項説明書の説明年月日	ねん 年 がつ 月 にち 日
---	--------------------------

じょうきないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせい そうごうてき しえん
上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24
ねん がつ にちこうせいろうどうしょうれいだい28ごう だい5じょう きてい もと りようしゃ せつめい おこな
年3月13日厚生労働省 令第28号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業 者	ところ さい ち 所 在 地	〒546-0003 おおさかしひがしすみよくいまがわ3ちょうめ5ばん8ごう 大阪市東住吉区今川3丁目5番8号 電話 06-6713-6106	
	ほう じん めい 法 人 名	しゃかいふくしほうじん いまがわがくえん 社会福祉法人 今川学園	
	だいひょうしゃめい 代表者名	りじちよう うおずみ せいいち 理事長 魚住 誠一	
	じぎようしよめい 事業所名	〒546-0001 おおさかしひがしすみよくいまばやし3ちょうめ ばん87ごう 大阪市東住吉区今林3丁目1番87号 いまばやし さと 今林の里 電話 06-6791-1211	
	せつめいしゃしめい 説明者氏名	いん 印	

じようきないよう せつめい じぎようしゃ たしか う
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

り 利 用 者	じゅう しょ 住 所	
	し めい 氏 名	いん 印

だい 代 理 人	じゅう しょ 住 所	
	し めい 氏 名	つづきから (続柄:) いん 印